

【】内閣

【】行政権

[解答 1]行政権

[解説]

法律や予算にもとづいて政治を行うことを行政ぎょうせいといい、行政についての最高の責任をもつ機関が内閣である。憲法は、「行政権ぎょうせいけんは、内閣に属する。」(65条)と定めている。

[解答 2]内閣

[解答 3] 行政 国会議員

【】議院内閣制 : 衆議院の内閣不信任決議と解散

[解答 4]議院内閣制

[解説]

内閣総理大臣ないかくそうりだいじん(首相)は、国会議員の中から国会が指名しめいして、天皇が任命にんめいする。衆議院で多数をしめる政党の党首とうしゅが内閣総理大臣に指名されることが多い。国民が直接内閣総理大臣を選ぶのではなく、国民が選挙によって選んだ議員で構成される国会が内閣総理大臣を選ぶ制度をとっている。すなわち、国民主権こくみんしゅけんは、国民→国会→内閣(総理大臣)と、国会を通して間接的に働くことになる。内閣は、国民を背景にもつ国会に対して連帯れんたいして責任を負うが、これは、国民→国会→内閣という国民主権の原理の当然の帰結である。したがって、内閣が国会の信任を失えば、存続の基礎を失うことになる。衆議院は内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任ないかくふしんじんの決議を行うことができる。このように、内閣が国会の信任のもとにつくられ、国会に対して連帯して責任を負う制度を議院内閣制ぎいんないかくせいという。

[解答 5]国会に対して連帯して責任を負う。

[解答 6]責任

[解答 7]内閣不信任

[解説]

内閣は行政権ぎょうせいけんの行使について国会に対して連帯れんたいして責任を負い、衆議院しゅうぎいんは内閣の行う行政が信頼できなければ内閣不信任ないかくふしんじんの決議を行うことができる。憲法は69条で「内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10日以内に衆議院が解散かいさんされない限り、総辞職しなければならぬ。」と定めている。衆議院が内閣不信任を決議したときは、「国民→国会→内閣」という関係がくずれるので、内閣は存続の基礎を失うことになる。不信任をつきつけられた内閣が行うべき1つの方法は

総辞職である。総辞職を行った場合、国会が新しい内閣総理大臣を指名することになる。もう1つの方法は、逆に、衆議院を解散することである。「国民→国会→内閣」という関係からすれば、おかしいような感じがするかもしれないが、解散後行われる総選挙によって、主権者たる国民の審判を受けることができるので、国民主権の観点からは、むしろ好ましいといえる。

[解答 8]総辞職

[解答 9]衆議院

[解答 10] 衆議院 総辞職 衆議院の解散

[解説]

戦後、内閣不信任案が可決されたのは、1948年(第2次吉田内閣)、1953年(第4次吉田内閣)、1980年(第2次大平内閣)、1993年(宮澤内閣)の4回である。その4回とも総辞職ではなく、衆議院の解散が行われた。

[解答 11]ア

[解説]

「YはXを解散し」とあるのでYは内閣で、Xは衆議院である。郵政民営化に関連する法案は衆議院で可決された後に参議院(「もう一方の議院」)で否決された。当時、与党側は参議院でも過半数を占めていたが、郵政民営化に反対する一部の与党議員が本会議を欠席したために参議院で否決されてしまった。これに対して、当時の小泉首相は衆議院を解散して総選挙を行い、選挙に大勝した。この場合の解散は、内閣不信任案が可決されたために行われたのではなく、政策の可否を選挙によって国民に問うために行ったものである。内閣が衆議院を解散するのは、内閣不信任案が可決された場合に限りというものが定説になっており、戦後行われた20回(未現在)の解散のうち、16回は内閣不信任案によらない解散であった。

[解答 12]立法権と行政権が、互いに抑制しあい、均衡を保つため。

【】議院内閣制：内閣総理大臣の選任

[解答 13] 総辞職 特別会

[解説]

衆議院が内閣不信任を決議したとき、内閣は総辞職するか10日以内に衆議院を解散しなければならない。衆議院が解散されたときは、40日以内に総選挙をおこない、選挙の日から30日以内に特別国会(特別会)を開く。特別国会が召集されると、前の内閣は総辞職することになる。(これは国民→国会→内閣という議院内閣制の当然の帰結である。その内閣を誕生させたのは解散前の国会で、解散によって国会の構成が変わるので、もとの内閣は存立の基盤を失うからである。)

召集された特別国会では、まず内閣総理大臣の指名が行われる。新しい内閣総理大臣は国務大臣を任命して内閣を組織する。

[解答 14](1) 解散 (2) 内閣総理大臣 (3) 30 日以内

[解答 15]イ→ウ→エ→ア

[解説]

イ(特別国会の召集)→ウ(内閣の総辞職)→エ(内閣総理大臣の指名)→ア(国務大臣の任命)

[解答 16]イ→ウ→ア

[解答 17]総辞職

[解答 18]内閣総理大臣の指名

[解答 19]両院協議会で話し合うが、それでも意見が一致しない場合は、衆議院の議決を国会の議決とする。

[解答 20]ア

[解説]

アは正しい。

イは誤り。国務大臣の全員が国会議員である必要はない。国務大臣の過半数が国会議員であればよい。

ウは誤り。内閣は行政権の行使について連帯して責任を負う。

エは誤り。内閣不信任の決議を行うことができるのは衆議院のみである。

【】 国務大臣の任命・閣議

[解答 21] 国務

[解説]

内閣の長たる内閣総理大臣は国会が指名し天皇が任命する。内閣を構成する国務大臣は内閣総理大臣が任命するが、その過半数は国会議員の中から選ばなければならない(国会議員ではない者を国務大臣に任命することもできる)。

行政の運営についての議事は閣議で行われ、閣議の決定は全会一致で行われ、普通は秘密会である。内閣総理大臣は、全員一致にならない場合、意見の合わない大臣を罷免できる。

[解答 22] 国務大臣

[解答 23] 国会議員

[解答 24] 過半数

[解答 25] 任命 国会議員

[解答 26] ウ

[解説]

国務大臣の過半数が国会議員であればよい。衆議院・参議院のどちらの議員でもかまわない。

[解答 27] 国務大臣は、内閣総理大臣が任命する。ただし、その過半数は国会議員の中から選ばなければならない。

[解答 28] 閣議

[解答 29] エ

[解説]

アは内閣総理大臣。イはどちらでもない。ウは最高裁判所の裁判官。

[解答 30] ア

[解説]

アは正しい。内閣における総理大臣の強力なリーダーシップを確保するために、国務大臣の任命・罷免の権限はすべて内閣総理大臣に与えている。

イは誤り。庁の長が国務大臣でない場合もある。例えば、宮内庁長官は国務大臣ではない。

ウは誤り。内閣総理大臣は国会が指名し、天皇が任命する。

エは誤り。国務大臣の過半数が国会議員であればよい。したがって、国会議員でない国務大臣もある。

【】内閣の仕事

[解答 31]ア

[解説]

内閣の仕事としては、法律案や予算を作成して、国会に提出する、外交に関する事務を行い、外国と条約を結ぶ(条約の承認は国会の仕事である)、天皇の国事行為に対する助言と承認を行う、法律や予算を執行し、それに必要な政令を定める、最高裁判所の長官を指名し、その他の裁判官の任命を行う、すでに刑を受けているものに対して、減刑や刑の執行を免除するなどの恩赦を決める、などがある。
アの弾劾裁判所の設置は国会の仕事である。

[解答 32]内閣

[解説]

条約の締結は内閣の権限である。具体的には内閣が選んだ全権委員が外国の代表とともに条約に署名して行う。その後、国会が承認した後、内閣が批准して条約は発効する。国会の承認にあたっては衆議院の議決が優先する。

[解答 33] 内閣 国会

[解答 34]イ

[解説]

イの条例の制定は地方議会の仕事である。

[解答 35]イ

[解説]

アは国会、イは内閣、ウは地方議会、エは国会の仕事である。

[解答 36]ウ

[解説]

アは最高裁判所、イは地方議会、ウは内閣、エは国会の仕事である。

[解答 37]ウ

[解説]

アとイは国会、ウは内閣、エは裁判所の仕事である。

[解答 38]イ

[解説]

アは誤り。最高裁判所の長官は内閣が指名し、天皇が任命する。

イは正しい。

ウは誤り。内閣が予算案を作成し、国会が議決する。

エは誤り。具体的な事件の裁判で政令が憲法に違反していないかを審査するのは裁判所である。

【】内閣：その他

[解答 39]イ

[解説]

アは誤り。国務大臣は、国会議員以外から選出することもできる。国務大臣の過半数が国会議員であればよい。イは正しい。

ウは誤り。内閣は最高裁判所長官を指名し、最高裁判所のその他の裁判官および下級裁判所の裁判官を任命する。エは誤り。解散せずに、総辞職をする選択肢もある。

[解答 40]イ

[解説]

アは誤り。内閣を組織する政党は与党である。内閣総理大臣は慣行上衆議院議員から選ばれているが、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。…」(憲法 67 条 1 項)とあるので、参議院議員から内閣総理大臣を選ぶこともできる。

イは正しい。

ウは誤り。弾劾裁判は、国会議員で組織する弾劾裁判所が不正のあった裁判官を罷免するための裁判。

エは誤り。第一審の裁判所の判決に不服がある場合に第二審の裁判所に訴えるのは控訴である。上告は第二審の裁判所の判決に不服がある場合に第三審の裁判所に訴えることである。

[解答 41]エ

[解説]

エが誤り。国政調査権は国会の権限である。

[解答 42]イ

[解説]

イが誤り。国権の最高機関であって国の唯一の立法機関であるのは国会である。

[解答 43]エ

【】各省庁

[解答 44]総務省

[解説]

総務省は人事・選挙・地方・情報・消防など国民生活と密接に関連する仕事を担当する。

[解答 45]厚生労働省

[解答 46]環境省

[解答 47]国土交通省

[解答 48]財務省

【】行政改革・規制緩和

[解答 49]規制緩和

[解説]

行政の肥大化による費用の増大と非効率化に対処するために、行政の仕事を整理縮小しようとする行政改革が進められた。具体的には、公務員を減らし、行政組織の簡素化をはかるため、2001年には中央省庁が、それまでの1府22省庁から1府12省庁に再編成された。地方についても、1999年の政府指針の通達によって全国の市町村の合併(平成の大合併)が行われた。また、地方分権の推進にも力を入れている。日本国有鉄道・電信電話公社・専売公社が民営化され、さらに、郵政公社の民営化が行われた。許認可権を見直して規制緩和をはかるなどの施策が進められている。(規制緩和の例：米の販売を免許制から登録制に変え、誰でも米の販売ができるようになった。)また、行政手続きを公正なものにするため、行政手続法が定められた

[解答 50]エ

[解説]

エが誤り。「たてわり行政」は行政サービスの低下をもたらす原因の1つといわれている。

[解答 51]内閣

[解答 52]民営

[解答 53]イ

[解説]

行政改革の一環として規制緩和が実行されているが、イの「統制経済の推進」はこれに逆行する。

[解答 54]ウ

[解答 55]ウ

[解答 56]エ

[解答 57]構造改革

[解答 58] B C